

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示に関する処分基準

令和7年1月29日制定

第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。

- 1 「法の指示」とは、法第22条第2項の規定による指示をいう。
- 2 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- 3 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、公安委員会が営業停止を命ずることをいう。
- 4 「違反行為」とは、法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。

第2 法の指示等を行う基準

法の指示を行う基準は、次に定めるとおりとする。

なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、書面により行うものとする。

- 1 以下に掲げる行為が行われた場合には、2の基準により法の指示又は注意を行うものとする。
 - (1) 法第11条の規定に違反する行為（料金揭示義務違反）
 - (2) 法第12条の規定に違反する行為（保険契約等締結義務違反）
 - (3) 法第13条第1項の規定に違反する行為（約款揭示義務違反）
 - (4) 法第13条第3項の規定に違反する行為（約款届出義務違反）
 - (5) 法第13条第5項の規定に違反する行為（約款ウェブサイト掲載義務違反）
 - (6) 法第15条の規定に違反する行為（条件説明義務違反）
 - (7) 法第17条の規定に違反する行為（随伴用自動車表示義務違反）
 - (8) 法第18条の規定に違反する行為（運転代行業務従事者指導義務違反）
 - (9) 法第20条第2項の規定に違反する行為（帳簿等備置義務違反）
 - (10) 法第21条第2項の規定に違反する行為（報告義務違反、立入検査忌避）
 - (11) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為（タクシー類似行為）
- 2 以下のいずれかに該当する場合には法の指示を行い、該当しない場合には注意を行う。
 - (1) 違反の態様が悪質であると認められる場合
 - (2) 違反の結果が重大と認められる場合
 - (3) 違反行為が行われた日から起算して過去2年以内に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。）を受けている場合
- 3 法第13条第2項の規定に違反する行為が行われた場合、すなわち届け出られた約款が法第13条第2項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行うものとする。